

平成 16 年 10 月 26 日

B / C 事案のうち重点事案に係る地下水調査の方法について（案）

1. 調査目的

本調査は、B / C 事案のうち重点事案について、16 年度末に行う予定の評価に向け、情報収集と並行して実施することにより、当該事案の安全性の確認等を行うことを目的とするもの。なお、本調査は、当該事案について危険性が高まったために行うものではない。

2. 調査方法

8 月 3 日の総合調査検討会において決定された「B / C 事案の今後の取組について」に基づき、次の方法により重点的な調査を実施する。

(1) 採水地点の設定

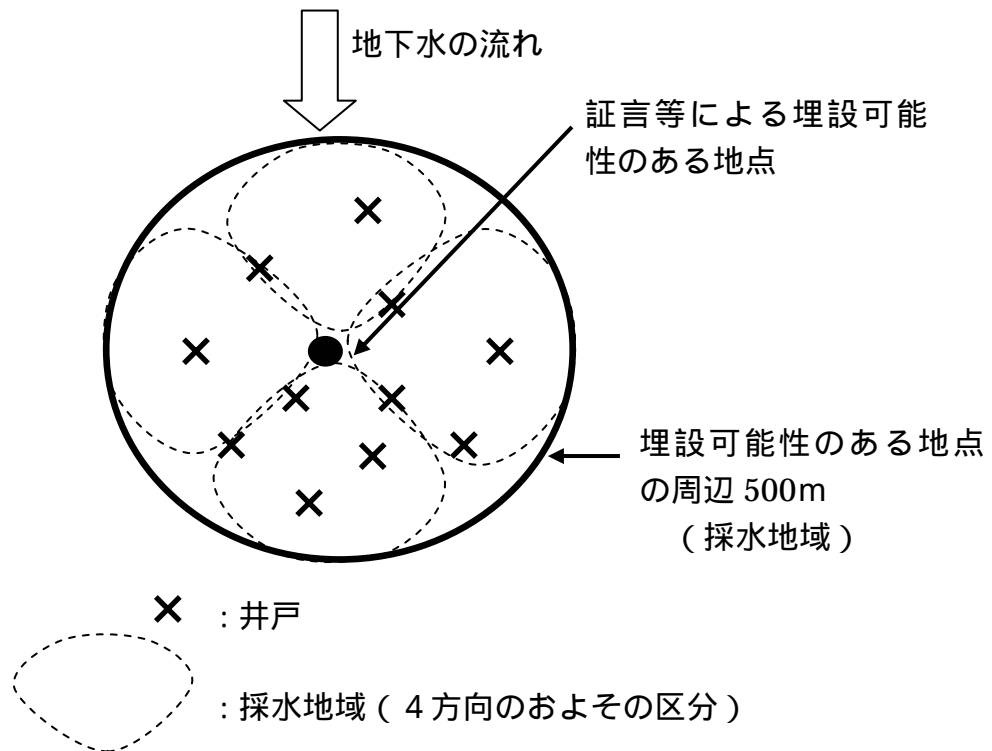
場所情報が明確な事案で、該当場所が点として考えられる事案

(事案例)

北海道留萌市の事案

新潟県五泉市の事案

静岡県浜名湖周辺の事案



文献、証言等により毒ガス弾等の存在する可能性が否定できない地点を確認して、当該地点を中心として、その半径 500 m の範囲を採水地域として設定する。

(結果)

上記の方法に従い、地形等を勘案して各事案の採水箇所を選定すると、下記の通りになる。

北海道留萌市の事案	: 9 箇所 (予定)
新潟県五泉市内の事案	: 19 箇所 (予定)
静岡県浜名湖周辺の事案	: 2 地点で計 8 箇所 (予定)

場所情報が比較的明確な事案で、該当場所が一定の面積をもった範囲と考えられる事案

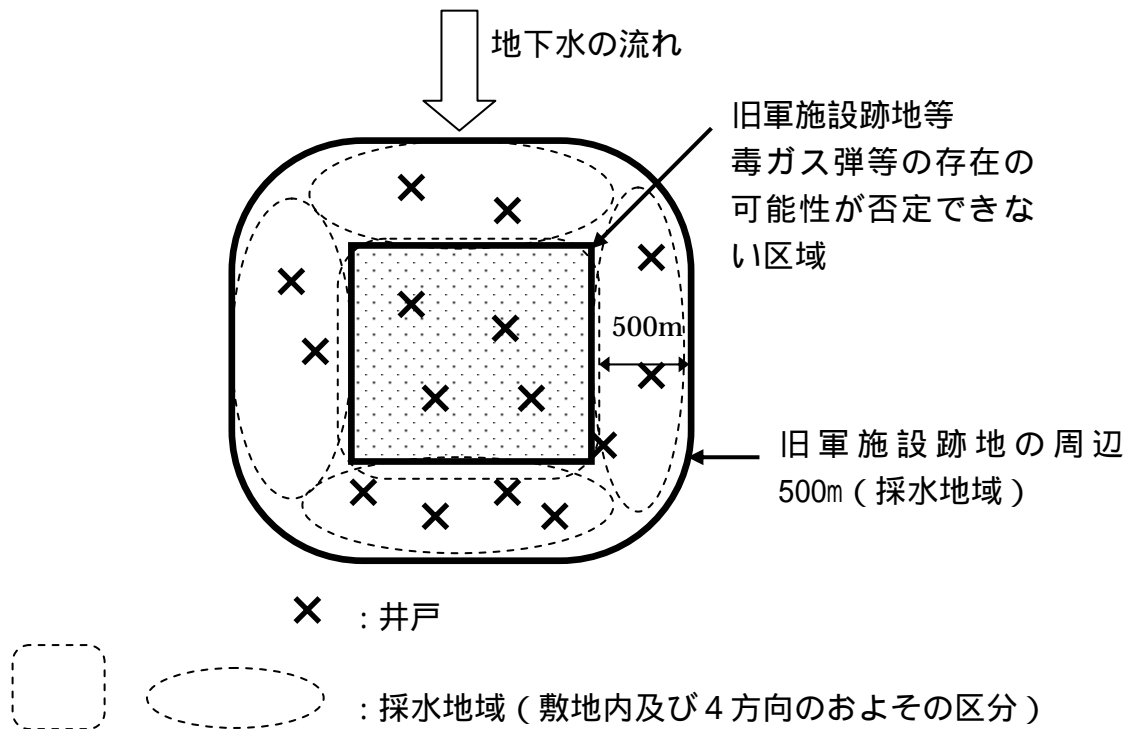
(事案例)

茨城県水戸市の事案

群馬県榛東村の事案

千葉市の事案(その1)

東京都新宿区の事案



文献、証言等により毒ガス弾等の存在する可能性が否定できない一定の区域 (旧軍施設跡地等)を確認し、当該地域とその周辺500mの範囲を採水地域として設定する。

(結果)

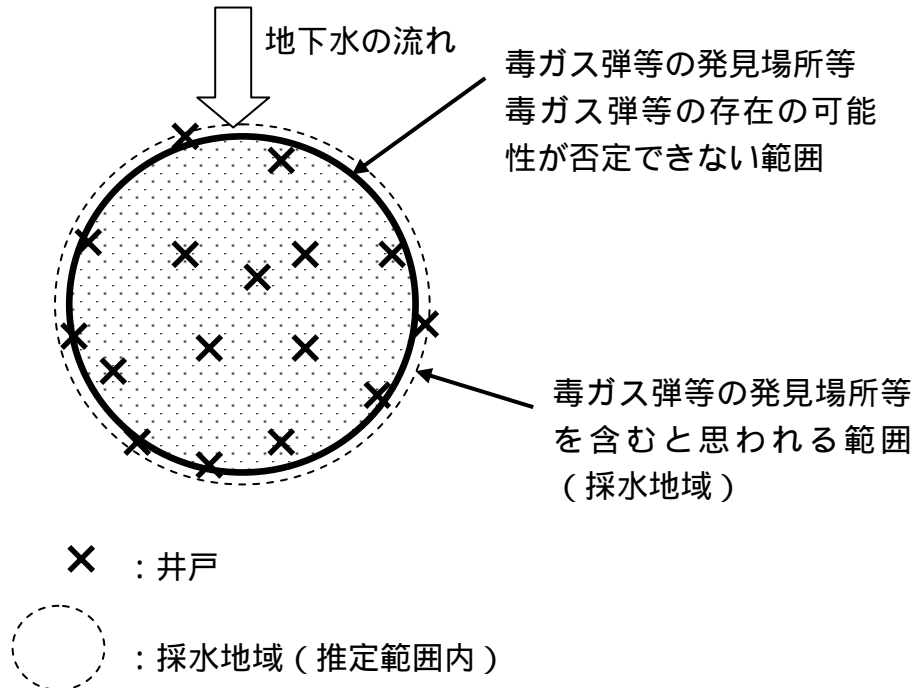
上記の方法に従い、地形等を勘案して各事案の採水箇所を選定すると、下記の通りになる。

茨城県水戸市の事案	: 18箇所 (予定)
群馬県榛東村の事案	: 13箇所 (予定)
千葉市の事案(その1)	: 24箇所 (予定)
東京都新宿区の事案	: 11箇所 (予定)

上記、と比較して場所情報が広範にわたる事案
(事案例)

神奈川県横須賀市の事案

千葉市の事案(その2)



文献、証言等により毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない場所を確認したが、当該場所が不明確なため、存在の可能性が否定できない比較的広範な範囲を設定し、当該地域を採水地域に設定する。

(結果)

上記の方法に従い、地形等を勘案して各事案の採水箇所を選定すると、下記の通りになる。

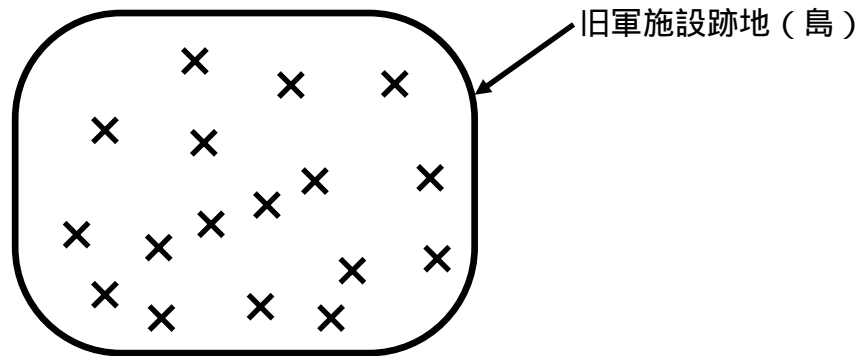
神奈川県横須賀市の事案 : 17 箇所 (予定)

千葉市の事案 (その2) : 22 箇所 (予定)

上記の両事案とも、推定範囲内及びその近傍を主体にした調査を行う。

その他の事案
(事案例)

広島県大久野島の事案



旧軍施設跡地である島全体を採水地域として設定する。

(結果)

上記の方法に従い、地形等を勘案して広島県大久野島の事案の採水箇所等を選定すると、下記の通りになる。

広島県大久野島の事案 : 19 箇所 (予定)

採水箇所等の内訳は、下記の通りである。

地下水調査 : 15 箇所 (予定)

土壌の溶出試験 (地下水調査の代替手法) : 4 箇所 (予定)

(2) 地下水調査実施に当たっての留意点

上記地下水調査の実施に当たっては、A事案の地下水調査手法を参考に次の点に留意するものとする。

飲用井戸は優先的に調査することとし、採水地域を、毒ガス弾等の存在する可能性が否定できない区域及びその周辺4方向(例:東・西・南・北)の5つの区域に分け、それぞれの区域からほぼ同数(3~4カ所)の井戸を選定し調査する。ただし、地下水の流れについて情報がある場合は、その下流側を重点的に調査する等当該地域の状況に応じた選定を行う。

飲用井戸だけでは調査ができない場合については、飲用井戸以外の井戸を活用することとする。また、適当な井戸が存在しない場合は、湧水により代用することとする。

なお、2)の大久野島の事案については、当該地域が島であり、島全体に旧軍施設が散在していたという他の事例とは異なる状況に鑑み、区域に分けることなく島全体から19本の採水等を行うこととし、適当な井戸が存在しない場合は土壌の溶出試験を地下水調査の代替手法とする。

(参考)

A事案のうち寒川町、平塚市、習志野の各事案に係る地下水調査点数は、下記のとおりである。

神奈川県平塚市 : 5 検体 (実績)

神奈川県寒川町 : 19 検体 (実績)

千葉県習志野 : 19 検体 (実績)

(3) 地下水分析対象項目及び定量下限

A. 下記の化学分析対象項目において、それぞれの定量下限を満たすこととする。

あか剤関連物質

- ・ジフェニルクロロアルシン (D A)
定量下限： 0.003 mg/ L 以下
- ・ジフェニルシアノアルシン (D C)
定量下限： 0.003 mg/ L 以下
- ・ジフェニルアルシン酸 (D P A A)
定量下限： 0.003 mg/ L 以下
- ・フェニルアルソン酸 (P A A)
定量下限： 0.002 mg/ L 以下
- ・ビス (ジフェニルアルシン) オキシド (B D P A O)
定量下限： 0.003 mg/ L 以下

硫黄マスタード

- ・硫黄マスタード (H D)
定量下限： 0.001 mg/ L 以下

ルイサイト関連物質

- ・ルイサイト 1 (L 1)
定量下限： 0.002 mg/ L 以下
- ・ルイサイト 2 (L 2)
定量下限： 0.003 mg/ L 以下
- ・2 - クロロビニル亜アルソン酸
定量下限： 0.002 mg/ L 以下

注： 地下水調査の代替として土壌調査の溶出試験を実施。

B. その他の調査項目等

- ・ pH
- ・ 水温
- ・ 電気伝導度
- ・ 土壌水分 (地下水調査の代替として土壌調査の溶出試験)
- ・ 井戸の地下水位